

お客様 各位

募集等に係る株券等の顧客への配分に係る基本方針

平成15年12月31日制定  
(最終改正:平成27年9月1日)  
シティグループ証券株式会社

1. 当社は、募集若しくは売出しの引受け、募集若しくは売出しの取扱い又は売出し(以下「募集等」といいます。)に係る株券等のお客様への配分において、お客様の多様な運用ニーズを的確に捉え、マーケットメカニズムに応じつつ適切かつ多様な商品を提供することを旨として業務を行っております。
2. 株券等の配分を行うに際して、当社は予め、お客様の需要動向の把握に努め、適切な募集等を行うとともに、公平かつ公正な配分に努めることを基本方針としております。
3. 当社は、営業形態としてホールセール業務に特化しているため、個人顧客への配分を行わないことから、原則として抽選による配分を行いません。配分につきましては、募集等に対する需要調査を実施してお客様のニーズを集約し、合理的な価格形成を行うよう条件決定及び数量調整等を行い、その上で、営業部門各部への配分を決定しております。営業部門各部における具体的な配分につきましては、お客様のニーズを的確に勘案するとともに、証券投資についての知識、経験、資力といった所謂「適合性の原則」の徹底に留意しつつ、顧客の申込条件や需要予測に対する反応度、参加の積極性、商品に対するリスクの認識度、当社との取引状況(取引頻度、取引期間、新規顧客か否か等)、投資スタンス(長期保有目的か否か、円滑な流通市場形成に寄与し得るか否か)等を総合的に勘案して行うこととしております。
4. 配分先につきましては、原則としてブックビルディングに需要申告をなされたお客様の中から決定いたします。ただし、お客様から申告された数量が、当社の配分予定数量に満たない場合には、申告をされていないお客様にも、当社との取引状況等を勘案し勧誘を行い、買い付けの意思の確認を行った上で配分を行うことがあります。
5. 需要申告の受付期間、受付方法、仮条件等、各新規公開案件における具体的なブックビルディングの要領については、各案件の発行会社が作成する有価証券届出書及び目論見書に記載されます。
6. 個別の事案において、5.までに提示した内容と異なる方針でブックビルディング又は配分を行う場合は、その変更の理由とともにお知らせいたします。
7. 当社におきましては、顧客の損失を補填し、又は利益を追加する目的での株券等の配分を行わない等、金融商品取引法や自主規制団体の規則を遵守することはもとより、①発行会社が指定する者、②当社の役職員、③当社に対して特定の利便を与え得る等、社会的に不公平感を生ぜしめる者、④暴力団員及び暴力団関係者、所謂総会屋等社会的公益に反する行為をなす者への配分を行わないこと、同一顧客への過度な集中配分を行わないこと、更に他の商品の購入を条

件に新規公開株の配分を行う等の不正な配分を行わないなど、その配分のあり方について社内規則に明記し遵守に努める所存であります。なお、需要申告及び配分の申込みがこれらに該当するお客様からのものであることが判明した場合、その申告又は申込みはお受けいたしません。

8. 以上のような配分の基本方針に基づき、公正な配分を通じて証券市場の発展に寄与していくことが当社の使命であると考えております。

以上